

上天草市における産業振興施策促進事項

令和3年1月14日作成
上天草市

I 産業振興施策促進区域

山村振興法に基づき指定されている振興山村である旧教良木河内村全域を産業振興施策促進区域とする。

II 産業振興施策促進期間

産業振興施策促進事項に掲げられた取組については、令和3年3月1日から令和7年3月31日まで行うこととする。

III 産業の振興施策促進区域における産業の振興を図る上での課題

1 上天草市の産業の現状

(全般)

上天草市は、熊本県の西部、有明海と八代海が接する天草地域の玄関口に位置し、東西約15 km、南北約28 km、総面積は約126.91km²（熊本県の面積の約1.7%）である。その大部分は急峻な山ひだが海岸線まで迫り、全体的に平坦地が少ない地勢となっている。また、各地域を流れる河川の周辺には水田が広がっている。

(農業)

農業については、経営耕地面積は498ha、農業経営体は450経営体、1農業経営体当たりの経営耕地面積は1.1haである。典型的な西海型気候で、年間を通して比較的温暖な気候ということを踏まえ、主に水稻、野菜、果樹の生産がなされ、農業生産額は14.4億円である。

(林業)

林業については、森林面積は7,585ha（民有林7,360ha、国有林225ha）であり、市の総面積の59.9%を占める。林業生産額は2.0億円である。

(観光業)

観光業については、一部の地域が雲仙天草国立公園に指定されているなど、風光明媚な景観や天草五橋を始めとした多くの景勝地があることから、年間約180万人の観光客が訪れている。

(製造業)

製造業については、市内事業所は47箇所、従業者は1,035人である。製造品出荷額は124.3億円である。また、製造業事業所数の割合として、輸送用機械器具製造業、食料品製造業、繊維工業が上位に挙げられる。

(農林水産物等販売業)

農林水産物の直売所として道の駅さんばーるがあり、地元の農産物や林産物を販売している。

2 上天草市の産業振興を図る上での課題

[農業関連]

農業の振興を図ることが課題となっており、担い手の確保や育成、農地の基盤整備を進め、農業の効率化や省力化を図りながら、継続可能な農業を推進していく必要がある。また、獣による農作物被害が深刻であるため、鳥獣害被害の防止も併せて行う必要がある。

[林業関連]

林業の振興を図ることが課題となっており、間伐等の森林整備の推進、担い手の確保や育成等を行う必要がある。

[地域資源を活用する製造業関連]

地域資源を活用する製造業の育成が課題となっており、地域資源の活用方策の調査・検討等を行う必要がある。

[農林水産物等販売業関連]

農林水産物等販売業の推進が課題となっており、推進体制の整備、マーケティングの強化、販売促進活動の強化等を行う必要がある。

[6次産業化関係関連]

6次産業化の推進が課題となっており、推進体制の整備、マーケティングの強化、販売促進活動の強化等を行う必要がある。

[都市農村交流・グリーンツーリズム関連]

既存の観光業の振興を推進するとともに、都市農村交流、グリーンツーリズムの推進が課題となっており、推進体制の整備、受け入れ体制の整備等を行う必要がある。

[その他]

産業振興に資する人材の育成が課題となっている。

IV 産業振興施策促進区域において促進すべき業種

農業、林業・木材産業、観光業、製造業、農林水産物等販売業

V IVの業種を振興するために行う取組の内容及び関係団体との役割分担等に関する事項

○ 上天草市

- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 農地中間管理機構の活用の推進
- ・ 新規就農者への支援
- ・ 鳥獣被害の防止への支援
- ・ 補助金等交付財産活用事業の推進
- ・ 林道・作業道の整備
- ・ 間伐等の森林整備の推進
- ・ 林業従事者の育成・就業支援
- ・ 造林事業の推進
- ・ 低利の融資制度の情報提供
- ・ 山村活性化支援交付金の活用の推進
- ・ 産業振興のための各種補助事業の利用促進
- ・ 森林資源活用型地域活性化事業の推進
- ・ 低利の融資制度の情報提供
- ・ 6次産業化への支援

○ 熊本県

- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 農地中間管理機構の活用の推進
- ・ 新規就農者への支援
- ・ 鳥獣被害の防止への支援
- ・ 林道・作業道の整備
- ・ 間伐等の森林整備の推進
- ・ 林業従事者の育成・就業支援
- ・ 造林事業の推進
- ・ 低利の融資制度の情報提供
- ・ 産業振興のための各種補助事業の利用促進

- ・ 林業・木材産業改善資金の貸付
 - ・ 低利の融資制度の情報提供
 - ・ 6次産業化への支援
- あまくさ農業協同組合
 - ・ 研修等による人材育成
 - ・ 各農家への営農指導
 - ・ 農産物のブランド化に向けた試作品の選定及び取組
- 天草地域森林組合
 - ・ 林道・作業道の整備
 - ・ 間伐等の森林整備の実施
 - ・ 林業従事者の育成・就業支援
 - ・ 造林事業の実施
- 上天草市商工会
 - ・ 販路開拓の支援
 - ・ 税務申告相談支援
 - ・ 専門家による無料個別相談
 - ・ 6次産業化への支援
- 天草四郎観光協会
 - ・ 研修等による人材育成
 - ・ 当該地域のPR活動の強化
 - ・ 農業体験等を組み込んだ観光プランの作成
- 関係機関が連携して実施する取組
 - ・ 都市農村交流の推進体制の整備
 - ・ 地域資源の活用に向けた推進体制の調査・検討
 - ・ 6次産業化の推進体制の整備、販売促進活動の強化
 - ・ 関係機関との情報共有の推進

VI 産業振興施策促進事項の目標

産業振興施策促進期間の終期（R7.3.31）までの目標は以下の通り。

	地域資源を活用する製造業	農林水産物等販売業
新規設備投資件数 （投資額）	1 件 (500 万円)	1 件 (500 万円)
新規雇用数	1 人	1 人
租税特別措置の適用件数 （適用額）	1 件 (60 万円)	1 件 (60 万円)
不均一課税の適用件数 （適用額）	1 件 (9 万円)	1 件 (9 万円)

なお、これらの実績については、租税特別措置の適用実績や、市内の事業者への聞き取り調査等により把握するとともに、産業振興施策促進期間の最終年度の翌年度にホームページ等を利用し、達成状況等の評価を公表することとする。